

## 参考資料

- ・ あいち電子自治体推進協議会について
- ・ あいち電子自治体推進協議会会則
- ・ あいち電子自治体推進協議会組織体制図

## あいち電子自治体推進協議会について

### (1) 背景とこれまでの経緯

我が国では、「e-Japan 戦略」「e-Japan 重点計画」等に基づいて、官民が一体となってIT革命に取り組んでいます。

行政としても、住民の利便性の向上、行政の簡素化、効率化及び透明性の向上を図るため、申請、届出などの行政手続、行政文書の電子化及び情報の共有、活用に向けた業務改革を重点的に推進し、電子情報を紙情報と同等に扱う行政、いわゆる「電子政府・電子自治体」の実現が求められています。

しかしながら、それらに対し多くの自治体は、開発、運用に係る経費、専門的な人材の確保、セキュリティの保持など、独力で対応することが困難な状況にあります。

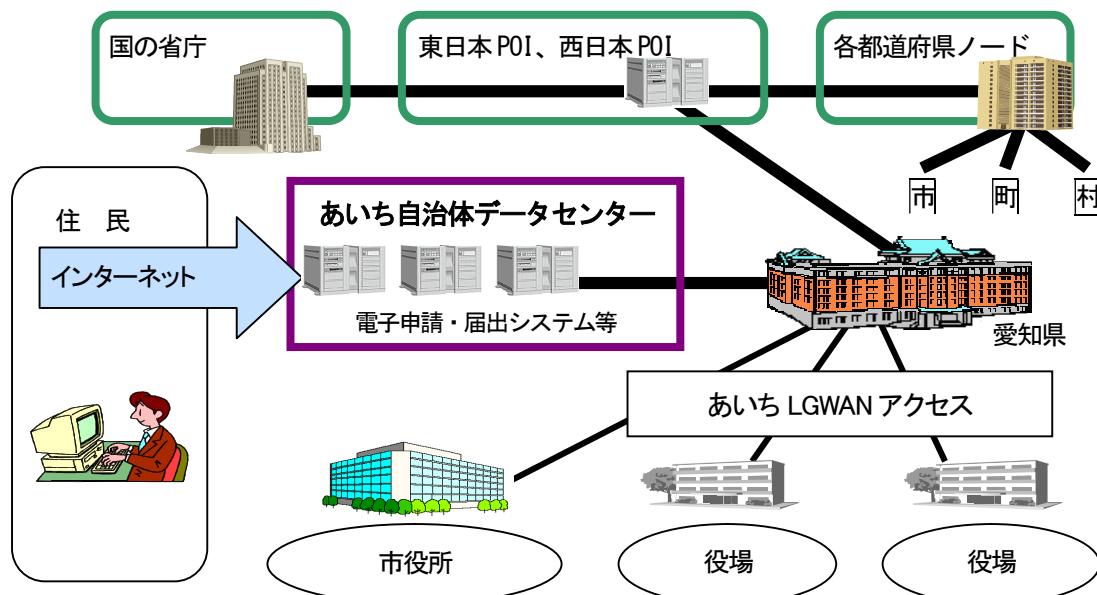
このため、愛知県及び県内市町村は、平成13年9月に「愛知県・県内市町村情報主管課連絡会議」を設置し、自治体に求められる情報化全般の課題についての検討を行ってまいりました。

愛知県及び県内市町村（名古屋市を除く87市町村（当時））は、共通の目標である電子自治体の構築を、経費面や人的な面で効率よく、かつ地域間格差なく、しかも早期に実現するため、平成15年4月18日に「あいち電子自治体推進協議会」を設立しました。

また、平成16年3月18日には、電子自治体の共同運営の拠点となり、各種システムの開発・運営や、これらのシステムを高い安全性を確保しつつ24時間365日稼動を可能とする「あいち自治体データセンター」を開所しました。

こうした開発・運営に係る経費は、参加団体がその団体規模（人口規模）に応じて分担しています。

### 【LGWANを利用した電子申請システムのイメージ】



## 【主な経緯】

H15. 4. 18	あいち電子自治体推進協議会設立	全団体
H15. 12	総合行政ネットワーク (LGWAN) 稼働	全団体
H16. 3. 18	あいち自治体データセンター開設	全団体
H16. 7. 20	電子申請・届出システム (汎用申請) 稼働	全団体
H17. 4. 1	インターネット環境整備事業開始 (H22年度末廃止)	特定団体
H17. 7. 4	電子申請・届出システム (簡易申請) 稼働	全団体
H18. 10. 9	共同利用型施設予約システム稼働	特定団体
H18. 10. 16	電子調達共同システム (CALS/EC) 稼働	特定団体
H20. 1. 4	電子調達共同システム (物品等) 稼働	特定団体
H22. 4. 1	電子申請・届出システム リプレイス	全団体
H23. 4. 1	共同利用型施設予約システム リプレイス	特定団体
H24. 7. 23	電子調達共同システム (CALS/EC) リプレイス	特定団体
H25. 5. 7	電子調達共同システム(物品等) リプレイス	特定団体

## (2) あいち電子自治体推進協議会の概要

### ア 会員等

(H26. 4. 1 現在)

区分	団体数	備 考
会員	54 団体	・愛知県 ・県内市町村（名古屋市を除く 53 市町村）
準会員	10 团体	・名古屋港管理組合 ・愛知県道路公社 ・(公財)愛知水と緑の公社 ・愛知中部水道企業団 ・海部南部水道企業団 ・名古屋高速道路公社 ・愛知県住宅供給公社 ・小牧岩倉衛生組合 ・尾三消防組合 ・北名古屋水道企業団

### イ 共同事業で期待できる効果

#### (ア) 県民の利便性の向上

- ・県と市町村の受付に関してワンストップサービスを提供
- ・データセンター24時間運用によるノンストップサービスを提供
- ・県内全市町村における行政サービスの格差是正と高位平準化

#### (イ) 経費の縮減

- ・共同開発による開発経費の縮減
- ・共同運営、メンテナンスによる管理経費、改修経費の縮減
- ・共同運営による人件費、人的資源の縮減
- ・既存基幹業務システムの共同再構築による既存経費の削減

#### (ウ) セキュリティの確保

- ・データセンター方式による不正アクセス対策、高いセキュリティレベルの確保
- ・データセンター機器の二重化による安全性の確保

#### (エ) その他の効果

- ・県及び全市町村のインターフェースや仕様の統一

#### (才) 名古屋市との関連

名古屋市については、協議会の設立までの過程で参加を求めましたが、他の市町村との規模（政令市である）の格差が大きいことから、事務内容や手続き、権限（区長の存在）の違い等、電子申請についても独自開発によるところが大きく二重投資になりかねないなど、共同開発参加のメリットが少ないと現時点では協議会には不参加との立場であります。

しかし、電子申請等運用にあたっては住民の利便性を考慮し、お互いのリンクを行うなどの工夫を行い、電子自治体の実現について協調を図っていくこととしています。

### ウ 費用負担の考え方（全団体事業）

参加団体の人口規模により、負担金を傾斜します（他と比較して人口が2倍の場合に1.5倍の経費を負担する。なお、県の負担割合は県民全人口で算出。）。

本県の負担割合は、26年度は20.91%。（24・25年度20.91%、23年度20.67%）

### （3）全団体事業

#### ア 電子申請・届出システム

##### （ア）概要

平成16年7月から、県及び県内市町村（名古屋市を除く）の協議会参加全団体での実施事業（全団体事業）として電子申請・届出システムを運用しております。

その後、機器の更新時期を迎えたことから、システムのリプレイスを実施し、平成22年4月より汎用、簡易システムを統合したシステムが稼働しております。

##### a 汎用申請

行政手続法で定められている申請・届出等を行うサービスで、従来の申請書のイメージのまま、ブラウザ表示、印刷することができます。

		愛知県	市町村（名古屋市除く）
運用開始		平成16年7月20日(火)正午	平成17年1月24日(月)
手続数	開始当時	51手続（自動車税住所変更届出等）	29手続（住民票の写しの交付の請求等）
	平26.3末現在	363手続（県警分2手続を含む。）	51手続（中核市は66手続）

##### b 簡易申請

平成17年7月4日（月）から、電子申請・届出システムのサブシステムとして、これまで電話やはがき、電子メール等で受付を行っていた、講習会やイベントの参加申込などの行政手続以外の軽易な手続を、インターネットを通じて安全かつ確実に行うことを可能とする簡易申請システムの運用を開始しております。

##### c 今後の運営

利便性を向上するためにシステムの機能改善や、より一層の利用促進を図るために各種イベントへのブース出展を始めとする普及広報活動を行っていきます。

また、平成26年度末に現行システム機器のリース期限を迎えることから、次期

システムへの更新に向けて検討を行っていきます。

### (イ) 参加団体 (平成 26 年 4 月 1 日現在)

54 団体 (県、全市町村) ※協議会不参加の名古屋市は除く

### (ウ) 利用実績

(件／平成 26 年 3 月末現在)

	県 (県警含む) 汎用申請   簡易申請	市町村 汎用申請   簡易申請	合計 汎用申請   簡易申請	利用者 登録件数
平成 22 年度	14,791 11,635   3,156	62,519 2,381   60,138	77,310 14,016   63,294	18,643
平成 23 年度	21,335 13,312   8,023	81,572 2,553   79,019	102,907 15,865   87,042	16,442
平成 24 年度	35,023 14,363   20,660	90,496 2,937   87,559	125,519 17,300   108,219	16,025
平成 25 年度	35,187 13,687   21,500	125,107 3,932   121,175	160,294 17,619   142,675	15,874
累計	106,336 52,997   53,339	359,694 11,803   347,891	466,030 64,800   401,230	66,984

### (エ) スケジュール

平成 15 年度	平成 16~21 年度	平成 22~23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
電子申請・届出 システム 基本部分開発	旧システム稼働 ・簡易申請、決済基盤連携などの機能追加及び対象手続の拡充、機能改善 ・平成 16 年 7 月 20 日 電子申請・届出開始 (県) ・平成 17 年 1 月 24 日 電子申請・届出開始 (市町村) ・平成 17 年 7 月 4 日 簡易申請システム開始				
		現行システム稼働			
・共通システム基本機能の構築 ・受信サーバ連携機能 ・ユーザ管理機能 ・認証基盤連携機能の設計 ・市町村申請届出様式選定／様式標準化	・市町村様式開発／追加様式検討 ・住民ポータル、職員ポータル(市町村分) ・認証基盤連携機能開発 ・決済基盤連携機能の設計 ・簡易申請機能開発 20 年度 ・システム更新検討、システム基本設計 21 年度 ・システム詳細設計 ・システム実証実験、データ移行	・機能追加等の検討 22 年度 ・新キャラクターの制定	・機能追加等 ・システム更新検討	・システム更新検討	・システム更新検討
	平成 21 年度末 県 : 361 手続 市町村 : 58 手続	平成 22 年度 県 : 5 手続追加 2 手続除外 市町村 : 児童手当等 7 手続利用停止  平成 23 年度 県 : 1 手続追加	県 : 1 手続除外	県 : 1 手続追加 2 手続除外	県 : 1 手続追加 1 手續除外

#### **イ あいち自治体データセンター（共同利用データセンター）の運用**

高度なセキュリティが確保された民間データセンターを借り上げ、電子申請・届出システム等の機器を 24 時間 365 日、運用・監視しています。

#### **ウ L GWANアクセス回線の運営**

既設の高度情報通信ネットワーク（防災行政無線）に加えて、新たに有線のネットワーク「あいちL GWANアクセス」を構築し、平成 19 年 9 月から新回線を主系、既設回線を従系として運用開始しており、主・従回線の保守管理を行っています。

平成 24 年 9 月 1 日に主系回線を更新しております。

#### **エ 共同セキュリティ監査について**

電子自治体の共同構築に伴う、自治体間のセキュリティレベル格差の解消と共同事業化によるスケールメリットにより各自治体の経費的かつ人的な負担の軽減を図るため、平成 17 年度から 3 カ年計画で情報セキュリティ監査を、県及び名古屋市を除く市町村が共同で実施しました。

- ・サーバ等の機器に対する脆弱性診断（オンサイト診断、リモート診断）
- ・アンケート、インタビュー等の方法によるセキュリティ対策の取組状況に対する監査等

平成 20～24 年度は、県及び希望市町村共同でサーバ等の機器に対する脆弱性診断を実施するとともに、平成 23 年度においては、インタビューによる監査を併せて実施しました。

平成 25 年度は、オンサイト又はリモートによる脆弱性診断を実施しました。

## (4) 特定団体事業

### ア 共同利用型施設予約システム

#### (ア) 概要

インターネットを通じて施設の予約や空き照会が可能となるシステムを、特定団体事業（参加希望団体のみで構成）として構築・運用しております。平成16年度に基本設計、17年度より順次詳細設計を行い、18年10月9日より一次稼働として屋外スポーツ施設分の運用を開始しました。なお、運用開始に伴い豊橋市において稼働式を開催しております。

平成19年4月からは二次稼働として、屋内スポーツ施設分の運用を開始し、平成20年6月から三次稼働として文化施設分の運用を開始しております。

平成21年度に、次期システムの開発業者を総合評価方式により選定し、平成23年度からASP-SaaS方式による新システムが稼働しております。

#### (イ) 参加団体（平成26年4月1日現在）

29団体（市町のみ）※県は不参加

#### (ウ) 利用実績

	予約申込	抽選申込	合計
平成22年度	943,640件	668,640件	1,612,280件
平成23年度	1,111,118件	672,155件	1,783,273件
平成24年度	1,156,057件	710,476件	1,866,533件
平成25年度	1,174,692件	740,996件	1,915,688件

（※利用者登録数 125,486件（平成26年3月末現在）

#### (エ) スケジュール

平成16～17年度	平成18～21年度	平成22年度	平成23年度	平成24～25年度	平成26年度
設計・開発	旧システム稼働(22年度まで) <ul style="list-style-type: none"> <li>システムテスト、運用テスト(稼働時期にあわせ随時)</li> <li>18.10.9 運用開始 一次稼働(屋外スポーツ施設)</li> <li>19.4.1 二次稼働(屋内スポーツ施設)</li> <li>20.6.1 三次稼働(文化施設)</li> </ul>			現行システム稼働	
		次期システム 設計・開発			
参加団体 4市12町 ・システム機能要件の洗い出し ・カスタマイズ方針の確認、合意 ・プログラム設計・テスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発元でのシステムテスト</li> <li>サイクルテスト</li> <li>運用性、信頼性、性能テスト</li> </ul> 19年度 ※一宮市利用終了に伴い参加団体1減 20年度 ※小牧市利用終了に伴い参加団体1減 21年度 ※田原市、ポータル利用終了に伴い参加団体1減 ・次期システムの開発方針を協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>次期システム開発</li> <li>平成23年度当初より次期システム稼働予定</li> </ul> ※ 春日町の清須市編入により1団体減 七宝町、甚目寺町のあま市への新設合併に伴い、2団体減	ASP-SaaS 方式により新共同利用型施設予約システム稼働 機能改善要望	機能改善要望 システム更新検討 岡崎市利用開始 参加団体 29市町	

## イ 電子調達共同システム (CALS/EC)

### (ア) 概要

あいち電子調達共同システム (CALS/EC) は、入札参加資格者登録から指名通知、入札・開札までの一連の調達プロセスを、インターネットなどの情報通信技術を利用して行うことが可能となるシステムとして、県と県内市町村等で共同開発を進め、平成17年度から設計・開発業務を行い、平成18年10月16日から電子入札システムを稼働しています。さらに、平成20年1月から入札参加資格申請の登録開始し、平成20年4月から入札情報サービスシステムを共同事業化しました。また、平成24年7月23日にシステムのリプレイスを行いました。

※ 建設部建設企画課において別途予算計上

### (イ) 参加団体 (平成26年4月1日現在)

62団体

- ・愛知県 52市町村 (名古屋市、安城市を除く)  
・9団体 (名古屋港管理組合、名古屋高速道路公社、愛知県道路公社、愛知県住宅供給公社、(公財) 愛知水と緑の公社、小牧岩倉衛生組合、愛知中部水道企業団、海部南部水道企業団、北名古屋水道企業団)

※ 名古屋市、安城市 : 独自システム開発のため不参加。

### (ウ) 利用実績 (平成26年3月末現在)

	電子入札実施件数		
	県	市町村等	合 計
平成18年度	21件	10件	31件
平成19年度	1,661件	832件	2,493件
平成20年度	6,645件	6,119件	12,764件
平成21年度	6,585件	8,765件	15,350件
平成22年度	6,099件	8,796件	14,895件
平成23年度	6,033件	8,969件	15,002件
平成24年度	6,182件	9,280件	15,462件
平成25年度	6,119件	10,546件	16,665件
累 計	39,345件	53,317件	92,662件

(エ) スケジュール

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
県建設部 基本計画 策定	協議会 システム設 計・開発	テ ス ト	電子入札運用稼動・利用者登録開始 (平成 18 年 10 月 16 日～)		
・申請様式の標準化 ・各システム要件定義	・システム基本設計 ・システム詳細設計 ・プログラム設計・開発	・各システム結合・総合検証 ・実証実験施行 ・運用マニュアル作成 ・職員・業者操作研修実施	・JV申請受付等の機能追加開発(第2次開発)に替え、事後審査型一般競争入札方式を追加 ・操作研修実施 ・入札参加資格申請の定時登録受付を実施	・入札情報サービスの共同事業化 ・Vista 対応 ・操作研修実施 ・電子入札処理能力向上のための増強 ・定時登録受付に向けた改修 ・操作研修実施	・国税・県税共通審査化の機能追加 ・電子入札処理能力向上のための増強 ・定時登録受付に向けた改修 ・操作研修実施
	参加団体：79 団体 愛知県、68 市町村 (名古屋市、安城市、 美浜町、南知多町、一 宮町、富山村を除く) 及び 10 団体 (H17.4.1)	参加団体：72 团体 愛知県、61 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 10 団体 (H18.4.1)	参加団体：71 团体 愛知県、61 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 9 団体 (H19.10.2) (豊田三好事務組合解散に伴い 1 減)	参加団体：68 团体 愛知県、59 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 8 团体 (H20.4.1) (音羽町、御津町の豊 川市への編入合併と逢 妻衛生組合の退会に伴 い 3 減)	参加団体：64 团体 愛知県、55 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 8 团体 (H21.10.1) (春日町の清須市への 編入合併に伴い 1 減) (H22.3.22) (七宝町、美和町、甚目 寺町のあま市への新設 (対等) 合併に伴い 2 減)
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
	電子入札運用稼動・利用者登録開始 (平成 18 年 10 月 16 日～)	現行システム稼動 7 月 23 日～			
更新 方針 決定	要件 定義 (基本 設計)	詳細設計・構 築・移行			
・Windows 7・IE 8 対応 ・機能改善 ・操作研修実施	・操作研修実施 ・入札参加資格申請の 定時登録受付を実施	・データ移行 ・機能改善 ・操作研修実施	・入札参加資格申請の 定時登録受付を実施 ・操作研修実施 ・暗号アルゴリズム移 行対応	・操作研修実施 ・暗号アルゴリズム移 行対応	
参加団体：64 团体 愛知県、55 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 8 団体 (H22.4.1)	参加団体：62 团体 愛知県、52 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 9 团体 (H23.4.1) (一色町・吉良町・幡 豆町の西尾市への編 入合併と尾三消防組 合の退会と海部南部 水道企業団・北名古屋 水道企業団の参加に 伴い 2 減)	参加団体：62 团体 愛知県、52 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 9 团体 (H24.4.1)	参加団体：62 团体 愛知県、52 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 9 团体 (H25.4.1)	参加団体：62 团体 愛知県、52 市町村 (名古屋市、安城市を 除く) 及び 9 团体 (H26.4.1)	

## ウ 電子調達共同システム（物品等）

### （ア）概要

あいち電子調達共同システム（物品等）は、入札参加資格者登録から指名通知、入札・開札までの一連の調達プロセスを、インターネットなどの情報通信技術を利用して行うことができるシステムです。先行する電子調達共同システム（CALS/EC）と同様に、県内市町村との共同事業（共同開発・共同運用）により導入しました。平成16年度の基本構想、平成17年度の基本計画を経て平成18年度より設計開発に着手し、平成20年1月に先行して入札参加資格申請システムの運用を開始し、平成20年8月に電子入札システム・入札情報サービスシステムの運用を開始して全面稼動しております。また、平成25年5月7日にシステムのリプレイスを行いました。

### ※ 会計局管理課において別途予算計上

### （イ）参加団体（平成26年4月1日現在）

53団体

- ・愛知県  
・48市町村（名古屋市、安城市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町を除く）  
・4団体（小牧岩倉衛生組合、愛知中部水道企業団、尾三消防組合、海部南部水道企業団）  
※ 名古屋市、安城市：独自システム開発のため不参加。その他不参加団体は、地域業者の保護、費用対効果が見込めない、合併の可能性を理由に挙げている。

### （ウ）利用実績（平成26年3月末現在）

	電子入札実施件数		
	※（ ）内は、オープカウンタ実績件数（内数）		
	県	市町村等	合計
平成20年度	1,199件（662件）	465件（221件）	1,664件（883件）
平成21年度	6,910件（5,518件）	2,994件（884件）	9,904件（6,402件）
平成22年度	6,857件（5,350件）	5,766件（2,959件）	12,623件（8,309件）
平成23年度	6,721件（5,199件）	8,489件（5,504件）	15,210件（10,703件）
平成24年度	8,154件（6,774件）	13,838件（10,164件）	21,992件（16,938件）
平成25年度	8,802件（7,215件）	14,368件（10,131件）	23,170件（17,346件）
累計	38,643件（30,718件）	45,920件（29,863件）	84,563件（60,581件）

(エ) スケジュール

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
出納事務局において基本計画策定	システム設計・開発	テスト		
・入札参加申請システム機能策定 ・電子入札システム機能策定 ・入札情報サービスシステム機能策定	・資格申請書の標準様式作成 ・システム基本設計 ・システム詳細設計 ・プログラム設計・開発	・各システム結合・総合テスト ・マニュアル作成 ・試行運用開始 ・職員業者操作研修実施 ・入札参加資格申請システム運用開始	・職員業者操作研修実施 ・電子入札システム・入札情報サービスシステム運用開始	・職員業者操作研修実施 ・機能改善
参加団体 : 60 団体 愛知県、54 市町村 (名古屋市、安城市、知多市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町、小坂井町、音羽町を除く) 及び 5 団体 (H18.4.1)	参加団体 : 58 团体 愛知県、53 市町村 (名古屋市、安城市、知多市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町、小坂井町を除く) 及び 4 団体 (H20.1.15) (御津町の豊川市への編入合併に伴い 1 町減及び豊田三好事務組合解散予定に伴い 1 団体減)	参加団体 : 57 团体 愛知県、53 市町村 (名古屋市、安城市、知多市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町、小坂井町を除く) 及び 3 団体 (H20.4.1) (逢妻衛生組合の退会 1 減)	参加団体 : 54 团体 愛知県、50 市町村 (名古屋市、安城市、知多市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町、小坂井町を除く) 及び 3 团体 (H22.10.1) (春日町の清須市への編入合併に伴い 1 町減) (H22.3.22) (七宝町・美和町・甚目寺町のあま市への新設 (対等) 合併に伴い 2 町減)	参加団体 : 54 团体 愛知県、50 市町村 (名古屋市、安城市、知多市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町、小坂井町を除く) 及び 3 団体 (H22.10.1) (春日町の清須市への編入合併に伴い 1 町減) (H22.3.22) (七宝町・美和町・甚目寺町のあま市への新設 (対等) 合併に伴い 2 町減)
平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
	更新方針決定 要件定義 (基本設計)	詳細設計・構築 機器・データセンタ調達	現行システム稼働	
・職員操作研修実施 ・Windows 7・IE 8 対応 ・機能改善	・入札参加資格申請の定期登録受付を実施 ・職員操作研修、業者説明会実施 ・機能改善	・システム更新に関する移行準備 ・職員操作研修実施 ・機能改善	・入札参加資格申請の定期登録受付を実施 ・職員操作研修等実施 ・機能改善 ・暗号アルゴリズム対応	・職員操作研修等実施 ・機能改善 ・暗号アルゴリズム対応
参加団体 : 54 団体 愛知県、50 市町村 (名古屋市、安城市、知多市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町を除く) 及び 3 团体	参加団体 : 52 团体 愛知県、47 市町村 (名古屋市、安城市、知多市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町を除く) 及び 4 団体 (一色町・吉良町・幡豆町の西尾市への編入合併及び海部南部水道企業団の参加 2 減) (H23.4.1)	参加団体 : 53 团体 愛知県、48 市町村 (名古屋市、安城市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町を除く) 及び 4 団体 (知多市の参加 1 増) (H24.4.1)	参加団体 : 53 团体 愛知県、48 市町村 (名古屋市、安城市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町を除く) 及び 4 团体 (H25.4.1)	参加団体 : 53 团体 愛知県、48 市町村 (名古屋市、安城市、津島市、蟹江町、幸田町、扶桑町を除く) 及び 4 团体 (H26.4.1)

## **エ あいち自治体クラウド推進事業**

### **(ア) 概要**

あいち自治体クラウド推進構想に基づき、各自治体が自らの事情に合った自治体クラウド方針を策定し、最も効率的なタイミングで実現して、IT経費の削減及び災害対策の強化することができるよう、市町村の情報システムのクラウド化を推進します。

平成24・25年度は、共同評価グループによるクラウド・サービスの選定作業、調整グループによるクラウドへの移行に向けた調整作業などのグループ活動を専門的知識を有する事業者の支援を受けて実施し、併せて、グループ活動を円滑に行うために必要な文書の雛形の作成を行いました。

なお、協議会における自治体クラウド推進事業は平成25年度末で終了しました。

(平成26年度は県として、クラウド化への支援を実施)

### **(イ) 主な実績（平成26年3月末現在）**

クラウド導入済み市町村：17市町

共同利用によるクラウド化：2グループ

豊橋市、岡崎市：国保・年金システム（稼働中）

東三河5市町村：基幹系システム（豊川市：平成26年1月稼働、

その他：順次稼働予定）

# あいち電子自治体推進協議会会則

## (名称)

第1条 本会は、あいち電子自治体推進協議会（以下「協議会」という。）という。

## (事務所)

第2条 本協議会は、事務所を愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号（愛知県地域振興部情報企画課内）に置く。

## (会員及び準会員)

第3条 協議会の会員及び準会員は、別表に定める団体とする。

## (目的)

第4条 協議会は、会員が連携・共同して電子自治体を構築することにより、住民の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

## (事業)

第5条 協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 会員の全員が共同で取り組むシステムの整備及びシステムの運営管理等に関すること。
- (2) 特定の会員が共同で取り組むシステムの整備及びシステムの運営管理等に関すること。
- (3) その他協議会の目的達成に必要な事業。

## (組織)

第6条 協議会に議決機関として総会を置く。

- 2 協議会の行う事業を円滑に運営するため、運営委員会を置く。
- 3 協議会が取り扱う個人情報の保護並びにシステム及びネットワークの適切な管理と保護を図るため、個人情報等保護委員会を置く。
- 4 協議会の第5条第2号に掲げる事業を行うため、事業部会を置く。

## (役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 監事 2名
- 2 役員は、総会において会員の情報担当部長又は課長に相当する職にある者の中から選任する。
  - 3 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 役員は、任期終了の場合においても、後任者が就任するまでは前任者がその職務を行う。

### (役員の職務)

第8条 役員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- (3) 監事は、会計の監査をする。

### (総会)

第9条 総会は、全会員をもって組織する。

- 2 総会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会を招集するには会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、文書をもって通知しなければならない。
- 4 総会の議長は、その総会に出席した会員（会員の代理の者に表決を委任した場合にあっては当該者）のうちから選任する。
- 5 総会は、会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 6 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 やむを得ない理由のため会議に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は会員の代理の者に表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、出席をしたものとみなす。
- 8 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。
  - (1) 事業計画及び収支予算
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) その他協議会の運営に関する重要な事項
- 9 準会員はオブザーバーとして会議に出席できるものとする。

### (運営委員会)

第10条 運営委員会は、会員及び準会員である団体の情報担当課長に相当する職にある者をもって組織する。

- 2 運営委員会に運営委員長及び別表に定める地域ブロックを代表する幹事で構成する幹事会を置く。
- 3 運営委員長及び幹事は、会長が選任する。
- 4 運営委員会及び幹事会は運営委員長が必要と認めるときに招集する。
- 5 運営委員会は、この会則に別に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要な事項について協議する。
- 6 幹事会は、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
  - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 7 運営委員会及び幹事会の運営方法等については、運営委員長が別に定めるものとする。

### (個人情報等保護委員会)

- 第11条 個人情報等保護委員会の委員は、会員が推薦する職員及び学識を有する者の中から、会長が選任する。
- 2 個人情報等保護委員会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
  - 3 個人情報等保護委員会は、協議会のシステム及びこれに関連するシステムの開発、変更又は運用について、個人情報保護その他セキュリティの確保に関する必要な措置を講ずるよう求めることができる。
  - 4 前項の規定により、必要な措置を講ずるよう求められた関係者は、これに従わなければならない。

### (事業部会)

- 第12条 事業部会は、第5条第2号に掲げる事業ごとに、参加する会員及び準会員である団体の情報担当課長又は事業担当課長に相当する職にある者をもって組織する。
- 2 事業部会は、毎年度、部会事業計画及び部会収支予算を作成し、幹事会の承認を得て会長に提出しなければならない。
  - 3 事業部会は、毎年度、部会事業報告及び部会収支決算を作成し、幹事会の承認を得て会長に提出しなければならない。

### (アドバイザー)

- 第13条 協議会は、必要に応じて、専門的知識を有するアドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、会長が指名する。
  - 3 アドバイザーは、運営委員会、事業部会、その他会議に出席し、意見を述べることができる。

### (入退会)

- 第14条 会員及び準会員以外の団体が協議会に入会するとき、又は会員及び準会員が協議会を退会するときは、あらかじめ協議会に申し入れを行い、総会の承認を得なければならない。
- 2 入退会の手続きに關し必要な事項は、総会において定めるものとする。

### (負担金)

- 第15条 会員及び準会員は、総会において別に定める負担金を納入しなければならない。

### (事業計画及び予算)

- 第16条 会長は、毎年度、事業計画及び収支予算を作成し、総会の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、事業計画の軽微な変更及びこれに伴う予算の修正については、幹事会又は事業部会の承認を得て、会長が専決することができる。この場合、次回の総会において承認を受けなければならない。

### (事業報告及び決算)

第17条 会長は、会計年度終了後速やかに事業報告及び収支決算を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

### (資産)

第18条 協議会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 負担金
- (2) 事業に伴う収入
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) その他収入

2 資産は、会長が管理し、その方法は運営委員会の議決による。

### (会計年度)

第19条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

### (開発成果等の取り扱い)

第20条 開発成果等を協議会以外で利用するときは、事業ごとに会員及び準会員が協議し、総会の承認を得なければならない。

### (事務局)

第21条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置き、会長が任免する。

### (会則の変更)

第22条 この会則は、総会において会員の3分の2以上の同意を得なければ変更できない。

### (その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

1 この会則は、平成15年4月18日から施行する。

2 協議会の設立当初の会計年度は、第19条の規定にかかわらず、設立の日から平成16年3月31日までとする。

## 附 則

1 この会則は、平成17年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この会則は、平成20年4月1日から施行する。

## 附 則

1 この会則は、平成22年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この会則は、平成25年4月1日から施行する。

## あいち電子自治体推進協議会会則 別表

(会員)

愛知県

豊橋市 岡崎市 一宮市 瀬戸市 半田市 春日井市 豊川市 津島市 碧南市  
刈谷市 豊田市 安城市 西尾市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市  
稲沢市 新城市 東海市 大府市 知多市 知立市 尾張旭市 高浜市 岩倉市  
豊明市 日進市 田原市 愛西市 清須市 北名古屋市 弥富市 みよし市  
あま市 長久手市 東郷町 豊山町 大口町 扶桑町 大治町 蟹江町 飛島村  
阿久比町 東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村

(準会員)

名古屋港管理組合 小牧岩倉衛生組合 愛知中部水道企業団 尾三消防組合  
名古屋高速道路公社 愛知県道路公社 愛知県住宅供給公社  
公益財団法人愛知水と緑の公社 海部南部水道企業団 北名古屋水道企業団

(地域ブロック)

尾張 海部 知多 西三河 豊田加茂 新城設楽 東三河

## あいち電子自治体推進協議会組織体制図（平成26年度）

